

入間市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第3号）

1 改正理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓についての規定を整備するとともに、条文の整備を行う。

2 改正内容

(1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員のサービスの宣誓方法を任命権者が別に定めることができるようにする。

（別に定めるサービスの宣誓方法案）

- ・ 任命権者等の面前での宣誓書への署名を要せず、あらかじめ署名した宣誓書を任命権者に提出する
- ・ 宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない
- ・ 再度の任用を行った場合は、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなす

(2) 条文の整備

○文言の修正

- ・ 「除く外」を「除くほか」に改める

○宣誓書（別記様式）を改める

- ・ 「且つ」を「かつ」に改める
- ・ 日付の元号を削除する

3 施行日 令和2年4月1日